

特集

寄稿

地域包括ケアと地域共生社会の 実現に向けた福祉医療 ～医療と福祉・介護の連携における地域での役割～

特定非営利活動法人東京YWCA

ヒューマンサービスサポートセンター

理事長 田島 誠一 氏

地域包括ケアシステムと福祉医療

地域包括ケアシステムとは、「重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムのこと」(厚生労働省HP)です。

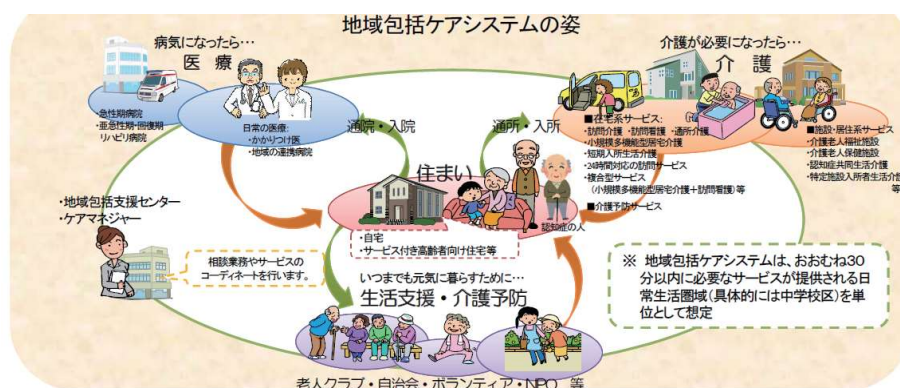
本会の松川会長は、福祉医療協ニュース122号の巻頭で、地域共生社会の実現に向け「医療、福祉、介護の連携と協働が必要となってくるなか、全国社会福祉協議会を構成する社会福祉法人(等※)は高齢福祉事業、障害福祉事業、子ども・子育て支援事業という、まさに地域共生社会の実現に向けたそれぞれの実践を持った団体です。そのため、地域共生社会を実現するにあたりお互いがますます協働していくことが重要となってくるのではないかと考えます。」と述べています。(※「等」は筆者が付記しました)

医療は、主として病気やケガを治療し、健康を回復・維持することが目的でした。医師をはじめとした医療専門職が、診断、治療を通じて、患者の身体的な健康回復に関わることが中心的な課題でした。

福祉は、健康に限らず、生活全体の支援を目的とするものです。高齢、障害、貧困などの生活課題に直面している人々に対して、自立した生活を送れるよう支援することを目的としています。

本会は福祉と医療を一体的に提供する医療施設の集まりによって構成されています。急性期病院から診療所まで様々な医療施設の集まりですが、対象とする患者(サービスの利用者)に対し、治療・予防・リハビリテーションなどを提供しています。同時に疾病やケガに加えて社会的に困難を抱える人々に対して、入院中の経済的な支援をはじめ、退院後や通院中の介護や生活支援、居住支援、就労支援などのサービスを提供し、あるいはそれぞれの生活課題に対応する専門機関につなげる支援を行っています。

医療の対象が病気やケガをした人が主としてい



出典：平成28年3月 地域包括ケア研究会報告書

的・精神的な「疾患」に限られるのに対して、福祉は生活全般にわたる支援を行っています。

福祉医療は、医療を土台としつつも、患者（利用者の）生活課題の解決にも立ち向かうという使命を持っていると言えます

医療も生活に注目してきた

高齢者問題への対応として、1963年老人福祉法が成立し、特別養護老人ホーム(特養)が設置され始めました。当初の特養のケアは、それまでの病棟におけるケアを生活の場に持ち込んだような状態でした。

高齢者が増加し、それまでの「病気を治せばもとの生活に戻る」という考えだけでは対処できなくなっていたにもかかわらず、病院でのケアスタイルが特養に持ち込まれていたのです。ベッド上での食事、おむつの多用・定時交換、寝かせきり等々です。竹内孝仁先生の「医療は『生活』に出会えるか」(医歯薬出版、1995年)に詳しく書かれていましたので、読んだ方も多いでしょう。

1980年代、特養の開設にあたって事業計画に「おむつの交換は、『随時』」と記して申請すると、「8回以上おむつ交換することと決められているのに、『随時』では8回に達しないかもしれぬ！」という理由で書き換えを命じられたりしたのです。

筆者の勤務していた社会福祉法人では、1980年代初めからベッドから離れて食事をしようとテーブル・椅子を用意しました。残念なことに当時の特養には食堂がなかったため廊下にテーブルを置いて食事をしていました。行政から廊下で食事をさせるなど叱られたこともありました。

しかし、その後高齢者福祉は利用者の生活を重視する方向へ徐々に変化して行きました。医療においても自分の身体や病気のことを知りたいという患者さんも増えてきました。1990年代になるとインフォームド・コンセント(IC)の考え方が広まり始めました。「患者が理解できるように丁寧に説明し、真実を告げる、自己決定を促す」というICは、患者の生活にも目を向けなければ成り立ちません。

筆者の勤務していた聖隷三方原病院(医療保護施設)では1993年「患者の権利宣言」(現在では『患者の権利と義務』に関する宣言)を制定・公表しました。患者は自らの意思で医療機関や医師を選ぶことができる、十分な説明を受けた後で、自らの意思で検査や治療方法を決定できる…などといった内容でした。医療の主役は患者本人であり、医療者は治療方針や生活の方法についての患者の自己決定を支援する立場であることを宣言したのでした。

また、1973年淀川キリスト教病院の柏木哲夫医師がホスピス・ケアチームを発足させ、1981年には、聖隷三方原病院に我が国初のホスピス病棟が開設されました。ホスピスは、治ることがない「死にゆく患者」(S.ソンドース)が対象ですから、治癒を目的としてきた医療の大きな転換点になりました。同時に、末期患者の生活をどうとらえ、考え、ケアをするかについて、医療者が深く考えることにもつながりました。

2007年の医療法改正では、「医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得よう努めなければならない」(法第1条の4第2項4)との規定が新たに加えられました。ICと自己決定が医療法に明記されたのでした。

病気の理解や治療の方法への同意は、生活を抜きに考えることはできません。ホスピスの入院患者と多く接してきましたが、抗がん剤などの積極的な治療を受け死期を先伸ばしすることを選ばず、緩和ケアを受けながら、短くとも自分のやりたいことを選択した多くの患者と出会いました。「治せない病い」であっても医療の対象とし、生活を支える働きが少しずつ生まれていったのでした。

ホスピス・緩和ケアの始まりの頃から、福祉医療施設は先駆的に取り組みました。緩和ケア病棟診療料が創設されてから4年の間に、福祉医療病院では聖隷三方原病院、救世軍清瀬病院、イエズスの聖心病院、桜町病院、信愛病院にホスピスが開設されています。患者の生活に目を向けてきた福祉医療病院だからこそ積極的な取り組みがなされたのだと思

います。

共生社会実現に向けて 福祉医療施設の役割

前頁の厚生労働省による地域包括ケアシステムの説明図では、「病気になったら…『医療』『介護が必要になったら…『介護』『いつまでも元気に暮らすために…『生活支援・介護予防』と書かれています。この説明はやや縦割りの感じを受けます。また、地域包括ケアの輪の外に病院が位置付けられていることにも違和感を感じます。福祉医療機関は従前から輪の中に存在してきたことを指摘しておきたいと思います。

2021年4月に「重層的支援体制整備事業」を創設する改正社会福祉法が施行されました。重層的支援とは、市町村において、すべての地域住民を対象とする包括的支援の体制整備を行う事業です。

厚生労働省は次のように説明しています。

○既存のものとは別の新しい相談支援機関や、地域の拠点を設けることが目的ではありません。既存の支援機関等の機能や専門性を活かし、相互にチームとして連携を強めながら、市町村全体の支援体制をつくるのが目的です。

○重層的支援体制整備事業の財政支援において、既存の各制度に基づく補助金等を含めて一括して交付する仕組みとしているのも、このような趣旨を踏まえてのことです。

医療をベースに生活をきちんと見据え、退院後、通院中の患者の生活を見つめてきた福祉医療施設には、福祉と医療にまたがる専門性を発揮するための経験があります。アドバンテージがあるのです。

重層的支援体制は、まだまだ十分に機能していません。令和6年度重層的支援体制整備事業実施予定自治体(R5年10月時点)は346市区町村、全市区町村の19.4パーセントにすぎないのです。

市町村は、複合化・複雑化した個別支援ニーズに応じ、当事者が生きがいのもてる地域や家族のつながりの回復など包括的な相談支援体制の構築をめざすことになっています。横断的な事業を行いやす

いように交付金を束ね、高齢・障害・こども・生活困窮など制度別に縦割りの国の財政支援の仕組みを一体化し、縦割りの補助金の縛りから外した措置もとられています。しかし、法改正後4年を経過しても2割の自治体しか取り組んでいないのが現状です。

地域共生社会の実現には、地域住民や関係機関等の「成長や発展」が不可欠の要素です。福祉医療施設も「成長」し、すべての生活課題に通底している病いや健康不安に向かいあう機能を生かすべきです。これまで以上の、智慧と工夫、連携・協力が不可欠ではないでしょうか。

今すぐできることから

今すぐできることがあります。一例をあげれば、市町村社会福祉協議会に加入すること。自立相談支援事業の相談機関や生活福祉資金の特例貸付返済相談窓口福祉医療施設の案内を置くこと。等です。

社協や自立相談支援機関の方と話しあうことで、健康問題と生活課題の絡みあう課題や様々な生活課題に通底する健康問題が明確になってくるはずです。

福祉と医療を合わせて提供してきた、私たち福祉医療施設は、共生社会実現における先進的な現場です。私たちが志向してきた方向が重層的支援体制として法律に規定されたともいえるのです。

医療は「待つ」ことが特性であったかもしれませんが、今は積極的にアウトリーチし、住民の力・福祉に関わる事業者等の力を結集し連携・協働しなければ、複雑化した生活課題の解決は困難です。地域力を伸ばしていくことが期待されています。アウトリーチとは、呼ばなくても地域に出かけることを言います。「人々の中へ！」(ジェームズ・イエン*＝晏陽初)です。

＊【参考】人々の中へ 晏陽初
人々の中へ行き
人々と共に住み
人々を愛し
人々から学びなさい
人々が知っていることから始め
人々が持っているものの上に築きなさい
(後略)